

阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 平成30年度阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業検証有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、課題について専門的見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に定める委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から実行委員会に提言する日までとする。

(委員長等)

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 有識者会議の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

(必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

別表

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属 等
岡 本 真一郎	株式会社ホテルグランドパレス 代表取締役社長
木 村 高 大	株式会社日本旅行徳島支店 支店長
清 水 理	本家大名連 連長
竹 中 淳 二	公益財団法人徳島経済研究所 理事事務局長
豊 永 寛 二	小出・豊永法律事務所 弁護士
福 山 優	税理士法人福山会計 公認会計士